

岐阜県公報

第 三 百 八 十 六 号
令 和 五 年 四 月 四 日
(火曜日)

目 次

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 一七七ページ

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 一七七

道路の供用開始

(同) 一七八

土砂災害警戒区域の指定

(砂 防 課) 一七九

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一七九

各務原都市計画事業の認可

(都市政策課) 一八〇

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定
落札者等に関する公示

(農地整備課) 一八〇
(会計課) 一八一

公安委員会規則

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月四日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第五号)の一部を次のように改正する。
岐阜県使用済金属類営業に関する条例施行規則(平成二十五年岐阜県公安委員会規則

第十七条第一号口中「戸籍の謄本若しくは抄本(戸籍の附票の写し)が添付されているものに限る。」を「戸籍の附票の写し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	三川輪島線	岐阜市加野七丁目三番 四地先から 同市同 三地先まで	前	五・八 九・〇	八四・五	
			後	七・八 一四・四	八四・五	

岐阜県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	大原線 富之保線	関市富之保字武儀倉長畑 四三五一番二地先から 同市同 前四二二九番地先まで	前	三・二 一〇・二	四一〇・〇	
			後	九・六 三・三	四一〇・〇	

岐阜県告示第二百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	乙北狩野線	関市武芸川町谷口字石原 一三三六番二地先から 同市同 一三三六番一地先まで	前	八・八 三・九	三〇・二	
			後	九・八 一四・九	三〇・二	

岐阜県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年四月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)
			ル(メートル)		

県道	本山東線	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬字石 龜淵二〇四一番五地先から 同郡同町同字同 二〇四五番七地先まで	二〇・八	令和 五・四・四	令和 四・一・一五
----	------	--	------	-------------	--------------

岐阜県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土京	郡上市和良町土京	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天皇谷	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流
アラヤ垣内洞	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流
コフ谷	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流
福念洞	郡上市和良町宮代	次の図のとおり	土石流
羽根洞	郡上市和良町宮代	次の図のとおり	土石流
仙洞	郡上市和良町宮代	次の図のとおり	土石流
乙田洞	郡上市和良町野尻	次の図のとおり	土石流
橋組谷	郡上市和良町安郷野	次の図のとおり	土石流
野々尻谷	郡上市和良町三庫	次の図のとおり	土石流
大畑谷	郡上市和良町三庫	次の図のとおり	土石流
アノノエ谷	郡上市和良町三庫	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用する想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ヶ洞谷	郡上市和良町法師丸	次の図のとおり	土石流
弥三郎垣打谷	郡上市和良町法師丸	次の図のとおり	土石流
きつね谷	郡上市和良町土京	次の図のとおり	土石流
笠垣内谷	郡上市和良町土京	次の図のとおり	土石流
西脇谷	郡上市和良町下洞	次の図のとおり	土石流
南切谷	郡上市和良町下洞	次の図のとおり	土石流
カジヶ洞	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
カンバシ洞	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
宮谷	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
沼廻津谷	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
土京	郡上市和良町土京	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天皇谷	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流
アラヤ垣内洞	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流

沼廻津谷	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
宮谷	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
カンバシ洞	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
カジケ洞	郡上市和良町方須	次の図のとおり	土石流
南切谷	郡上市和良町下洞	次の図のとおり	土石流
西脇谷	郡上市和良町下洞	次の図のとおり	土石流
笠垣内谷	郡上市和良町土京	次の図のとおり	土石流
きつね谷	郡上市和良町土京	次の図のとおり	土石流
弥三郎垣打谷	郡上市和良町法師丸	次の図のとおり	土石流
宮ヶ洞谷	郡上市和良町法師丸	次の図のとおり	土石流
アンノエ谷	郡上市和良町三庫	次の図のとおり	土石流
大畑谷	郡上市和良町三庫	次の図のとおり	土石流
野々尻谷	郡上市和良町三庫	次の図のとおり	土石流
橋組谷	郡上市和良町安郷野	次の図のとおり	土石流
乙田洞	郡上市和良町野尻	次の図のとおり	土石流
コブ谷	郡上市和良町鹿倉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二一九九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画学校事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称

各務原都市計画学校事業

二号 那加第二小学校

四号 尾崎小学校

七号 鷺沼第一小学校

十二号 陵南小学校

十六号 中央小学校

三 事業施行期間

令和五年四月四日から
令和六年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 岐阜県各務原市那加雲雀町、尾崎南町三丁目、鷺沼西町四丁目、鷺沼

大伊木町四丁目、各務西町四丁目及び各務山の前町一丁目地内

使用の部分 なし

公 示

県営土地改良事業の緊急防災工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
大富池地区	土岐市役所	令和五・五・四・四から 同五・五・二まで

- (1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和五年四月四日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社